

# 会社法・商法・ 商業登記法 I

# 第1章

## 会社の機関

法人の意思決定、行為の執行、またはこれらを補助する地位にある一定の人または組織体を機関といいます。

機関ということばが人を指す例が「取締役」、組織体（人の集まり）を指す例が「株主総会」です。

株式会社に必ず存在する機関は、この両者です。

→なお、解散後は、取締役の代わりに清算人が置かれる。

### 1 総 論

#### 設問 1

会計参与を設置する旨の定款変更を行った株式会社は、会計参与の選任をしなくとも、会計参与設置会社の定めの登記を申請することができるか？

できません。

却下事由は、商業登記法24条6号（申請書に登記事項が完全に記載されていない）または9号（会計参与を置くという申請書と会計参与がない登記簿の不一致）のいずれかとされています。

→却下事由は、各自条文を参照のこと。

会計参与という「機関」は「人」を指すところ、機関を置くという定めのみがあって、人がいないのはありえない話だということになります。

逆に、会計参与の退任登記をしないで、会計参与設置会社の定めを廃止する旨の登記の申請だけをすることもできません。

また、取締役が2人しかいない株式会社が、取締役会設置会社の定めの登記を申請することはできません。

これも理由は同じであり、取締役会（3人以上の人の集まり、会社法331条4項）を置くとしたにもかかわらず、現実にはその「3人以上の人」がないのはありえない話となります。

### 《関連事項》機関設置、廃止の決定方法

取締役および株主総会を除く、会社の機関の設置と廃止は、定款の記載事項です（会社法326条2項）。

→定款の定めにより、置くことのできる機関は、取締役会、会計参与、監査役、監査役会、会計監査人、監査等委員会または指名委員会等の7つである。

### 《関連事項》「会」の員数

取締役会のほか、監査役会、各委員会（監査等委員会設置会社の監査等委員会、指名委員会等設置会社の指名委員会・監査委員会・報酬委員会）、清算人会はいずれも3名以上の構成員を要します。

→会社法で、「会」のつく機関の員数は、すべて3名以上となる。ついでにいうと、特別取締役も3名以上である。

**宿題1** | 監査役設置会社の定めの設定の登記を申請する場合、添付書面として何を要するか？

**宿題2** | 特別取締役による議決の定めをする機関はどこか？

**宿題3** | 「当会社は、会計参与を置くことができる」という定款規定は有効であるか？

### 設問2

会計参与設置会社において、唯一の会計参与Aが退任した。会計参与設置会社の定めを廃止することなく、会計参与Aの退任登記をすることができるか？

退任事由が、任期満了または辞任以外のケース（会計参与が、会社法346条1項の権利義務承継をしないとき）では、退任登記をすることができます。

たとえば、Aが死亡したときは、その退任登記をすることができます。この結果、会計参与のいない会計参与設置会社となってしまいますが、これは、いたし方のこととされています。

→なお、当該会社の取締役には、早急に株主総会を開催し、後任の会計参与を選任するか、会計参与設置会社の定めを廃止する定款変更をするか、いずれかをする義務が生じる。

→義務違反については、会社法423条の任務懈怠責任が生じる可能性がある。

同様に、取締役会設置会社で、退任した取締役が取締役の権利義務を有しないときは、取締役の員数が3名を欠くこととなる退任登記を申請することも可能です。

## 宿題の解答▼

### 宿題1

株主総会議事録です。

登記すべき事項につき株主総会の決議を要するときに当たります（商業登記法46条2項）。

定款の変更（登記すべき事項である、監査役設置会社の定めの設定）は、株主総会において行うからです（会社法466条）。

このほか、監査役の就任登記を同時申請する必要がありますから、その就任に係る株主総会議事録、株主リストと就任承諾書（商業登記法54条1項）の添付を要します。

この場合、登記すべき事項である「監査役の就任」について株主総会の選任決議を要します。

このほか、代理人により申請をするときは、委任状です（商業登記法18条）。

### （学習のポイント）

添付書面には、添付の根拠が必ずあります。

上記のケースでは、商業登記法46条2項、54条1項です。

こうした規定をマメにチェックして、なぜ、その添付書面を添付するの

かを確認していくことが商業登記法の上達の早道です。

### 《確認事項》 商業登記法54条1項・2項

基本として、次の事項を確認しておこう。

#### 1. 就任承諾を要する者

取締役、監査役、代表取締役、特別取締役、委員、執行役、代表執行役、会計参与、会計監査人

以上です。

社外取締役（または社外監査役）の就任承諾書は不要です。

社外取締役として選任された者でも、就任の承諾は取締役としてすれば十分です。

また、支配人は、商業使用人ですから会社との関係は雇用関係であり、委任契約を前提とする就任の承諾は要しません。

### 〈参考条文〉 商業登記法46条（添付書面の通則）

2項 登記すべき事項につき株主総会若しくは種類株主総会、取締役会又は清算人会の決議を要するときは、申請書にその議事録を添付しなければならない。

#### 2. その他の書面

会計参与と会計監査人は、就任承諾書のほか、商業登記法54条2項2号または3号のいずれかの書面の添付を要します。

→基本である。各自、確認のこと。

## 宿題2

取締役会です（会社法373条）。

特別取締役による議決の定めは、取締役会の決議方法の1つにすぎないため、取締役会でこれをすることができます。

なお、定款に特別取締役による議決の定めを置くことができないわけで

はありません。

会社法の規定に違反しない限り、定款で定める事項に制限はないからです。

→会社法29条を各自参照のこと。

### 宿題3

無効です。

会社の機関を置くということは、定款に明記することを要します。

「置くことができる」というあいまいな表記は無効です。

### 《関連事項》取締役会設置会社で代表取締役を株主総会で選定することの可否

定款に、代表取締役を株主総会で選定することができる旨の定めがあれば、可能です。

→しかし、会社法362条3項の趣旨から、取締役会による代表取締役の選定権限を奪うことはできないとされている。

### 設問3

取締役会を設置しなければならない場合を挙げよう。

次の株式会社です（会社法327条1項）。

1. 公開会社
2. 監査役会設置会社
3. 監査等委員会設置会社
4. 指名委員会等設置会社

### 《関連事項》公開会社が取締役会設置会社の定めを廃止する決議をしたとき

公開会社が取締役会を廃止することはできません。

したがって、その登記を申請すれば、却下されます。

却下事由は、商業登記法24条9号（取締役会を廃止するという申請書と公開会社である登記簿の不一致）または10号（取締役会設置会社の定めを廃止する決議の無効）であるとされています。

→却下事由は、各自条文を参照のこと。

### 《関連事項》 会社法は強行法規

会社法は、株主、役員、会社債権者などの利害を調整する法律である（みんなに一定の妥協を強いる）ため、その規定はすべて「強行規定」です。

したがって、会社法327条1項の規定に反して、公開会社が、取締役会設置会社の定めを廃止する決議をしても、会社法に違反した無効な定款変更とされます。

**宿題4** 株主総会で無効な決議がされた場合、反対派の株主は、決議取消しの訴えを提起することができるか？

#### 設問4

取締役会設置会社（監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社を除く）が置かなければならぬ機関は何か？

監査役です（会社法327条2項本文）。

**宿題5** 上記には、例外がある。その例外を挙げよう。

#### 設問5

会計監査人を置かなければならぬ株式会社を挙げよう。

次の2つです。

1. 監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社（会社法327条5項）
2. 大会社（会社法328条1項・2項）

### 《関連事項》 監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社に置くことができない機関

監査役を置くことができません（会社法327条4項）。

また、指名委員会等設置会社を代表するのは代表執行役だから、指名委員会等設置会社で代表取締役が登記されることはありません。なお、監査等委員会設置会社には代表取締役が存在します（監査等委員でない取締役から選

定される)。

## 設問 6

監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社を除き、会計監査人設置会社が置かなければならない機関は何か？

監査役です（会社法327条3項）。

会計監査人の権限は計算書類等の監査に限られる（会社法396条1項）ため、会社法は、会計監査人と監査役（取締役等の職務執行の監査をすることができる）をセットで置くこととしています。

### 《関連事項》権限とは？

権限は、権利とは違います。

たとえば、取締役は会社の機関として業務を執行します。

この場合、取締役は、会社のパワーを発揮します。

しかし、このパワーには法令上の限りがあるため、これを権限といいます。

これに対し、取締役の権利とは、たとえば、取締役が委任契約の当事者として会社に対して報酬を請求する場面です。

この場合、取締役は、自分のパワーを発揮します。

では、以下に、各機関の権限を紹介します。

#### 1. 取締役

株式会社の業務を執行する（取締役会非設置会社における原則　会社法348条1項）。

#### 2. 取締役会

業務執行の決定等、会社法362条2項各号の権限を行使する。

#### 3. 会計参与

取締役と共同して計算書類、附属明細書等を作成する（会社法374条1項）。

#### 4. 監査役

取締役、会計参与の職務の執行を監査する（会社法381条1項）。

#### 5. 監査役会

監査報告の作成等、会社法390条2項各号の権限を行使する。

## 6. 会計監査人

計算書類、附属明細書等を監査する（会社法396条1項）。

このほか、監査等委員会の権限については、会社法399条の2に、指名委員会等の権限については、会社法404条に規定があります。

### 《関連事項》 業務の執行と業務執行の決定

業務の執行とは、会社の事業（利益を出すこと）の遂行そのもののことを行います。

業務執行の決定とは、業務執行に係る方針の決定のことです。

### 《関連事項》 取締役の業務と職務

業務とは、利益を出すための具体的な活動のことです。

これを担当する機関が、業務執行取締役です。

これに対して、業務を執行しない取締役は、取締役の職務のみを行います。

取締役の職務とは、業務執行の決定に関与することや、株主総会の招集など、利益を出すための活動ではない部分をも含む表現です。

## 宿題の解答▼

### 宿題4

決議取消しの訴えをすることができません。

取消訴訟をするための要件は、決議の内容が定款違反の場合です（会社法831条1項2号）。

本事例は決議は無効ですから、提起すべきは「株主総会の決議の無効確認の訴え」です（会社法830条2項）。

### 宿題5

中小の譲渡制限会社は、取締役会+会計参与の機関設計をすることができます（会社法327条2項ただし書）。

### 《関連事項》 中小の譲渡制限会社とは

会社法は、公開会社と大会社について定義条文を置いています（会社法2条5号・6号）。

したがって、中小会社は、正確には「大会社でない会社」と、譲渡制限会社は「公開会社でない会社」といいます。

しかし、本書では、著述の簡潔と読者の読みやすさを優先し、適宜、中小の譲渡制限会社というような表現も使用します。

#### 設問 7

監査役会を置かなければならない場合はあるか？

あります。

公開の大会社が監査等委員会または指名委員会等を設置しないときは、監査役会の設置を要します（会社法328条1項）。

#### 設問 8

監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めを置くことができる株式会社は、いかなる会社であるか？

監査役会設置会社および会計監査人設置会社を除く譲渡制限会社です（会社法389条1項）。

→大会社は会計監査人設置会社だから、その旨の定款の定めを置くことができるのは中小の譲渡制限会社に限られることになる。

#### 設問 9

公開会社とは何か？

その発行する全部または一部の株式の内容として、譲渡による当該株式の取得について株式会社の承認を要する旨の**定款の定め**を設けていない株式会社のことです（会社法2条5号）。

上記は、全部の株式の譲渡が自由であるか、一部の株式の譲渡が自由であるという定款の定めがあるときは、その株式会社は公開会社であるという意

味です。

したがって、譲渡が自由な種類の株式を発行する定めが**定款**にあれば、現実にはその種類の株式を発行していなくても、公開会社となります。

例えば、次の株式会社は公開会社です。

発行可能種類株式総数及発行する各種類の株式の内容	普通株式 2万株 優先株式 1万株 優先株式は、毎決算期において、普通株式に先立ち1株につき年300円の剰余金の配当を受けるものとする
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 1万株 各種の株式の数 普通株式 1万株
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の優先株式を譲渡により取得するには、当会社の承認を要する。

### 設問10

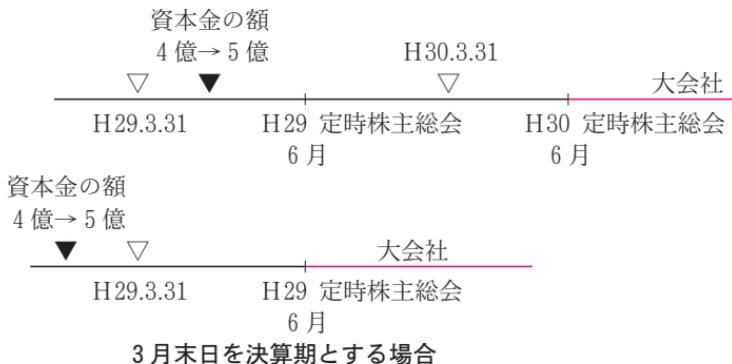
#### 大会社とは何か？

次のいずれかを満たす株式会社のことです（詳細は会社法2条6号）。

- 最終事業年度に係る貸借対照表に資本金として計上した額が5億円以上であること。
- 最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が200億円以上であること。

以上のように、大会社であるかどうかは、定時株主総会において承認（または報告）された貸借対照表上の数字（期末の数字）で判断します。

期中の資本金の額や負債の額の変動により、大会社になったり、中小会社になったりすることはありません。



## 2 株主総会

株主総会は、株式会社のオーナーである株主による総会です。  
株式会社の意思決定機関の1つです。

### 設問 1

株主総会の権限は何か？

株主総会の権限は、取締役会設置会社と非設置会社で相違します。

① 取締役会非設置会社の場合

会社法に規定する事項および株式会社の組織、運営、管理その他株式会社に関する一切の事項について決議することができます（会社法295条1項）。

→株主総会は、万能の機関である。

② 取締役会設置会社の場合

会社法に規定する事項および定款で定めた事項に限り、決議することができます（会社法295条2項）。

→上記の、定款で定めることのできる事項については、特段の規制はない。

## ■参考■

創立総会の権限は、会社法66条参照。創立総会では設立廃止の決議をすることができる点に注意を要する。

### 設問 2

会社法の規定により株主総会の決議を必要とする事項について、取締役会など株主総会以外の機関が決定することができることを内容とする定款の定めは、その効力を生じるか？

効力を生じません（会社法295条3項）。

会社法において、株主総会において決議すべしとされている事項を、株主総会以外の機関が決定することは、法令の定めがなければできません。

**宿題 1** 定款変更は株主総会の決議事項である（会社法466条）が、これを取締役の決定（取締役会設置会社にあっては取締役会決議）によりすることができるケースを挙げよう。

### 《関連事項》 権限の競合

取締役会非設置会社において、本店移転、支店設置など、通常の業務執行は、取締役が2人以上いるときは取締役の過半数の一致で決定します（会社法348条2項）。

しかし、このほか、会社法295条1項により株主総会がこれを決定することもできます。

これが、権限の競合の問題です。

→同様の事案は、取締役会設置会社において、取締役会の権限に属する事項について株主総会で決議できる旨の定款規定を置いた場合にも生じる。

この場合、各機関が、それぞれ決議をすることができますが、決議の内容が食い違うときは、取締役の忠実義務（会社法355条）の趣旨から株主総会決議が優先するものとされます。

## 宿題 1 の解答▼

以下の 3 つがあります。

1. 株式の分割と同時にする発行可能株式総数を増加する定款変更（会社法184条 2 項）
2. 株式の分割と同時にする単元株式数の増加変更または設定（会社法191条）
3. 単元株式数を減少または廃止する定款変更（会社法195条 1 項）

以上 3 つの規定は重要であるから、各自条文を参照しましょう。

### 設問 3

定時株主総会はいつ、どこで開催すべきか？

毎事業年度の終了後、一定の時期に招集しなければなりません（会社法296条 1 項）。

→毎事業年度の終了後、何か月以内といった規制は、会社法にはない。

→臨時株主総会は、必要があるときは、いつでも開催することができる（同条 2 項）。

また、株主総会の招集の場所についても、会社法には規定がないため、定款に別段の定めがなければ、どこで開催してもよいです。

### 設問 4

株主総会の招集は誰がするのか？

取締役が招集します（会社法296条 3 項）。

なお、次の株主は、株主総会の目的である事項（当該株主が議決権を行使することができる事項に限る）および招集の理由を示して、取締役に株主総会の招集を請求することもできます。

「総株主の議決権の100分の 3 以上の議決権を 6 か月前から引き続き有す

る株主」

→譲渡制限会社では、「6か月前から引き続き有する」という要件は不要となる。

譲渡制限会社ではもともと株式の取得が困難だから株主権の濫用を防ぐために期間制限をする必要まではないのである。

→総株主の議決権には、株式総会での当該議案についての議決権行使することができない株主の有する議決権の個数を算入しない。

→定款により、100分の3を下回る割合、6か月を下回る期間を定めることができます。いずれも、株主権の行使をしやすくする方向の定款規定である。

上記の請求によっても、なお、遅滞なく招集の手続が行われない場合または請求があった日から8週間以内の日を株主総会の日とする株主総会の招集の通知が発せられない場合には、株主は、裁判所の許可を得て、自ら株主総会を招集することができます（会社法297条4項）。

**宿題2** 株主による取締役会の招集について考えよう。

1. いかなる株式会社で、株主が取締役会を招集することができるか？
2. 株主が取締役会を招集するために、裁判所の許可を要するか？

#### 参考先例

取締役全員の解任の登記の申請があった場合、少数株主が株主総会を招集したことが明らかなときは、少数株主が株主総会の招集について、裁判所の許可を得たことを証する書面の添付を要する（質疑登研152P52）。

→なお、全員出席総会であれば、裁判所の許可書を要しないという先例もある（昭43.8.30-2770）。

#### 設問5

株主総会を招集する場合、株主総会の目的である事項を定めることを要するか？

要しません。

会社法298条1項2号は、株主総会を招集する場合、「株主総会の目的である事項があるときは、当該事項」を定めなければならないとしています。

したがって、株主総会の目的である事項がないときは、定めなくてもよいです。

なお、取締役会設置会社では、原則として、招集通知に記載された「株主総会の目的である事項」についてしか決議をすることができませんから、この記載がなければ無意味な株主総会になるでしょう。

→詳細は、会社法309条5項参照。

→逆に、取締役会非設置会社の株主総会では、決議事項は、事前に「株主総会の目的である事項」を定めたときでも、これに限定されないことになる。

### 《関連事項》 株主総会を招集する場合の決定事項（会社法298条1項）

次のものがあります。

1. 株主総会の日時および場所
2. 株主総会の目的である事項があるときは、当該事項
3. 株主総会に出席しない株主が書面によって議決権行使することができることとするときは、その旨
4. 株主総会に出席しない株主が電磁的方法によって議決権行使することができるとするとときは、その旨
5. 前各号に掲げるもののほか、法務省令（会社法施行規則63条）で定める事項

### ■参考■

創立総会では、創立総会の目的である事項は、必ず、定められることになる（会社法67条1項2号）。

### 宿題2の解答▼

1. 監査役設置会社、監査等委員会設置会社、指名委員会等設置会社を除く株式会社の株主（1株でよい）です（会社法367条1項）。
2. 不要です。

### 設問 6

株主総会の招集通知を、書面でしなければならない場合を挙げよう。

次の場合です（会社法299条2項）。

#### 1. 取締役会設置会社の場合

→取締役会設置会社の株主は、普段、会社の方針について考える立場にはないためである（株主の能力の問題）。

#### 2. 書面または電磁的方法によって議決権行使することができる旨を定めた場合

→書面等による議決（例 株主総会に出席しない者のハガキ等による議決）を求める場合、口頭での招集では、株主が議案の賛否を決しかねるであろう。

■参考■ 創立総会について会社法68条に同趣旨の規定アリ。

### 設問 7

書面または電磁的方法によって議決権行使することができる旨の定めについて考えよう。

#### 1. 当該定めをしなければならない場合は、あるか？

#### 2. 議案の内容として招集通知に「株主総会の目的である事項」を記載すれば足りるか？

#### 1について

株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権行使することができない株主を除く）の数が1000人以上である場合です（会社法298条2項）。

なお、取締役会設置会社では、上記カッコ書を、（株主総会の目的である事項の全部につき議決権行使することができない株主を除く）と読み替えます（同条3項）。

→取締役会設置会社では、株主総会において、株主総会の目的である事項以外の決議がされることはないことが原則だから、1000人の数はこれに係る議決をすることができる株主の数とするのである。

## 2について

株主総会参考書類（議決権の行使について参考となるべき事項を記載した書類）の交付を要します。

単に「何々の件」と会議の目的が通知されただけでは、株主総会に出席しない株主が賛否を表明することが困難だからです。

なお、この場合、議決権行使書面（ハガキ等）の交付も要します。

例えば、「取締役何名選任の件」を株主総会の目的である事項とする場合、選任を予定する者の氏名（写真入りの場合もある）、経歴、候補者とした理由などの一覧表（写真入りの場合もある）を作成します。これが、株主総会参考書類の一例です。

■参考■ 創立総会について会社法67条2項、70条に同趣旨の規定アリ。

### 《関連事項》議決権行使書面の提出期限

特定の時を提出期限として定めなかったときは、株主総会の日時の直前の営業時間の終了時が提出の期限となり、それまでに提出された書面によりなされた議決権の個数が、出席した株主の議決権の個数に算入されます（会社法311条1項・2項、会社法施行規則69条）。

議決権行使書		
田中商事株式会社御中		
私は6月28日開催の第50回定期総会の各議案について、本書面をもって、下記の通り議決権行使します。		
平成何年何月何日		
議決権行使株式数 1000株		
住所 何市何町何番地		
氏名 山本太郎	㊞	
記		
第1号議案	賛成	反対
第2号議案	賛成	反対
第3号議案	賛成	反対

### 設問 8

株主総会の招集通知は、いつまでに発することを要するか？

原則として、次の 2 つのケースがあります（会社法299条1項）。

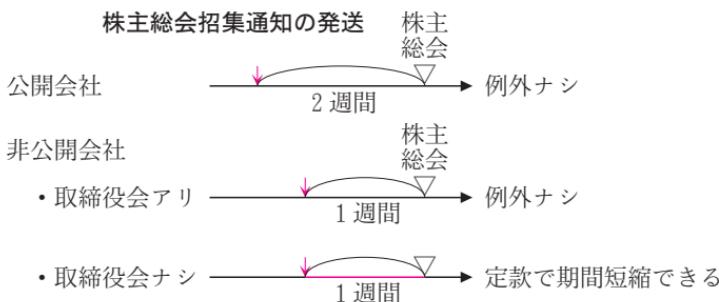
#### 1. 会日の 2 週間前までに発すべき場合

公開会社および書面または電磁的方法によって議決権行使することができる旨の定めをした場合です。

#### 2. 会日の 1 週間前までに発すべき場合

上記以外の会社です（非公開の株式会社が、書面または電磁的方法によって議決権行使することができる旨の定めをしない場合）。

→なお、取締役会を設置しない株式会社にあっては、1 週間を下回る期間を定款で定めることができる（書面または電磁的記録によって議決権行使することができる旨の定めをしない場合）。



### 宿題 3

招集通知の不到達

株式会社が、株主名簿上の株主の住所にあてて株主総会の招集通知を発したがこれが到達しなかったとき、株主総会の決議取消しの問題を生じるか？

■参考■ 創立総会について会社法68条1項に同趣旨の規定アリ。

### 設問 9

株主総会の招集通知を発すべき時期について、大会社が定款で別段の定めを置くことができるか？

譲渡制限会社で、取締役会非設置会社であれば可能です。

公開会社でない取締役会非設置会社は、大会社であってもなくても、会日の1週間前までという招集期間を短縮する定款規定を置くことができます（会社法299条1項カッコ書）。

→公開、非公開を問わず、取締役会設置会社では、招集期間を短縮する定款規定を置くことはできない。株主の能力の問題があるためである。

### 宿題 3 の解答▼

決議取消しの問題を生じません。

株式会社が株主に対してする通知または催告（通知等）は、株主名簿に記載し、または記録した当該株主の住所（当該株主が別に通知等を受ける場所等を当該株式会社に通知した場合にあっては、その場所等）にあてて発すれば足り（会社法126条1項）、その通知等が通常到達すべきであった時に、到達したものとみなされるため（同条2項）、招集手続に瑕疵はありません。

→会社法によるみなし到達の規定が生きるケースである。株主が住所等の移転の届けをしなかった場合、会社からの通知等を受けることができなくとも仕方がないということになる。

### ◆一問一答◆

**問** 株券発行会社の株式の譲渡、株券不発行会社の株式（振替株式でないもの）の譲渡、振替株式の譲渡のうち、会社に対する譲渡の対抗要件が、株式の取得者の氏名または名称および住所の株主名簿への記載または記録以外の方法によるべきものは、あるだろうか？

**答** ない。

株式の譲渡の株式会社に対する対抗要件は、株主名簿の書換えである（会社法130条1項・2項）。

### 設問10

公開会社において、株主総会の招集手続を省略することができる場合があるか？

あります。

株主総会は、株主の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができます（会社法300条本文）。

この規定は、公開会社であってもなくても、適用があります。

→なお、会社法300条について、ただし書に例外規定がある。

■参考■ 創立総会について会社法69条に同趣旨の規定アリ。

### 設問11

一定の事項を株主総会の目的とすることを請求することができるのは、いかなる株主か？

設問の事例は、株主総会が開催されることを前提に、株主総会の目的とする事項の追加を求めるケースであり、これを株主提案権といいます。

「何々の件」という議題そのものを提出するのです。

たとえば、「取締役何某を解任する件」がこれにあたります。

その株主が議決権行使することができる事項に限り、次の株主に株主提案権が認められます（会社法303条1項・2項）。

1. 取締役会非設置会社

株主（1株でよい）

2. 取締役会設置会社

次のいずれかの要件を満たす株主

- ・総株主の議決権の100分の1以上の議決権を6か月前から引き続き有す

る株主

- ・300個以上の議決権を6か月前から引き続き有する株主

→譲渡制限会社では、「6か月前から引き続き有する」という要件は不要となる。

→100分の1を下回る割合、300個を下回る数、6か月を下回る期間の定款規定を置くことができる（株主権の行使を容易ならしめる変更である）。

なお、取締役会設置会社の株主の提案は、株主総会の日の8週間前までに、取締役に請求することにより行います。

→8週間の期間を下回る期間の定款規定を置くことができる（株主権の行使を容易ならしめる変更である）。

## ■参考■

創立総会の招集は発起人がする。設立時株主が招集することはない。

### 設問12

株主総会において、株主総会の目的である事項について、議案を提出することができるのは、いかなる株主か？

設問の事例は、株主総会の目的とする事項である「何々の件」（例 監査役選任の件）について、会社側提案が、監査役の候補者をXとしているときに、株主が動議（Aを候補者にしよう）を提出することを意味します。

議案の提出は、当該目的事項について、議決権を行使することができる個々の株主に認められます。

もともと、およそ会議をする意味は、一人では思いつかない良い案をみんなで出し合うことなので、各株主に議案提出権が認められるのは当たり前の話ともいえます。

しかし、単独株主が、株主権を濫用することのないよう、次の場合には、議案提出権を行使することができないものとされています（会社法304条）。

1. 当該議案が法令もしくは定款に違反する場合
2. 実質的に同一の議案につき株主総会において総株主（当該議案について

議決権を行使することができない株主を除く)の議決権の10分の1以上の賛成を得られなかった日から3年を経過していない場合

→上記の割合を下回る割合を定款で定めることができる(株主権の行使を容易ならしめる変更である)。

### 《関連事項》取締役による議案の提出

取締役による議案の提出には、上記の3年規制のような制限はありません。

上記は、あくまでも、株主権の濫用による会社荒らしを防ぐ趣旨の規定です。

#### 設問13

株主が、取締役に対して、株主総会の目的である事項について、その株主が提出しようとする議案の内容の要領を株主に通知することを請求するための要件は何か?

実務的に、株主提案権、議案提出権、議案の要領の通知請求権は一体のものとして行使されることがあります。

このため、株主提案権と議案の要領の通知請求権は、ほぼ同一の制度設計になっています(会社法305条)。

たとえば、株主が、取締役の選任を株主総会の目的とすべきこと(提案)、その取締役にはABCを選任すべきこと(議案の提出)、そして、ABCを選任すべきことを議案の要領として他の株主に通知すべきことを請求するといった按配です。

設問は、議案の要領の通知請求についての要件を聞いています。

議案の要領の通知請求は、会社側に通知の手間を取らせることになるため、株主総会の日の8週間前までにすることを要します。

→上記の期間を下回る期間を定款で定めることができる(株主権の行使を容易ならしめる変更である)。

この請求は、取締役会非設置会社では各株主がすることができます。

取締役会設置会社では株主提案権のときと同様の少数株主に認められます。具体的には、以下のとおりです。

- ・総株主の議決権の100分の1以上の議決権を6か月前から引き続き有する株主
- ・300個以上の議決権を6か月前から引き続き有する株主  
→譲渡制限会社では、「6か月前から引き続き有する」という要件は不要となる。  
→100分の1を下回る割合、300個を下回る数、6か月を下回る期間の定款規定を置くことができる（株主権の行使を容易ならしめる変更である）。

#### ◆一問一答◆

**問** 次のうち、取締役会設置会社の単独株主が行使することができる権利は、何か？

1. 株主提案権
2. 議案提出権
3. 議案の要領の通知請求権

**答** 議案提出権である。

#### ◆一問一答◆

**問** 次のうち、取締役会非設置会社の単独株主が行使することができる権利は、何か？

1. 株主提案権
2. 議案提出権
3. 議案の要領の通知請求権

**答** 全部である。

## 設問14

### 株主総会の検査役の選任請求は、誰からすることができるか？

総会検査役は、株主間の対立が顕在化して、株主総会が荒れそうなときに使われる制度です。

裁判所に総会検査役の選任を請求し、この者に、株主総会の招集手続と決議の方法を調査させることにより、手続の適正を確保し、もって後日の決議取消訴訟などの紛争を防止しようという見地です。

株主総会の検査役の選任請求は、次の者がします（会社法306条1項）。

1. 株式会社
2. 総株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く）の議決権の100分の1以上の議決権を有する株主

→100分の1を下回る割合の定款規定を置くことができる（株主権の行使を容易ならしめる変更である）。

上記2は、取締役会非設置会社に係る規定であり、次の株式会社においては、それぞれ次の読み替えがされます。

1. 公開の取締役会設置会社

総株主（株主総会の目的である事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く）の議決権の100分の1以上の議決権を6か月前から引き続き有する株主

→6か月を下回る期間の定款規定を置くことができる（株主権の行使を容易ならしめる変更である）。

2. 非公開の取締役会設置会社

総株主（株主総会の目的である事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く）の議決権の100分の1以上の議決権を有する株主

→以上は、いずれも、取締役会設置会社では、株主総会において、株主総会の目的である事項以外の決議をすることができないために置かれた読み替え規定である。

### 設問15

公開会社において、1株2議決権とする定めを置くことができるか？

できません。

議決権の数は、1株1議決権（単元株式を設定したときは、1単元1議決権）です（会社法308条）。

なお、非公開会社は、株主甲は1株2議決権といった、株主ごとの異なる取扱いをすることができます（会社法109条2項、会社法105条1項3号）。

この「株主ごとの異なる取扱い」に関する定款の定めを設け、または変更（これを廃止する場合を除く）をするには、特殊決議II（非常に厳格である。後述）を要します。

### 《関連事項》

株主ごとの異なる取扱い（人的種類株式ともいう）は、譲渡制限会社においてのみ、認められる定款規定です。

人的種類株式は、株式の内容ではなく、人ごとの異なる取扱いであるため、登記事項ではありません。

たとえば、甲は議決権あり、乙は議決権なしと規定した場合、甲と乙の株式は同じものであり、同じ株を甲が取得すれば議決権を行使できるが、乙が取得すれば議決権を行使できないという関係になります。

人ごとの異なる取扱いは、議決権のほか、剰余金の配当と残余財産の分配について認められます。

例 定款〇条 「株主甲は株主乙の2倍の剰余金の配当を受ける。」

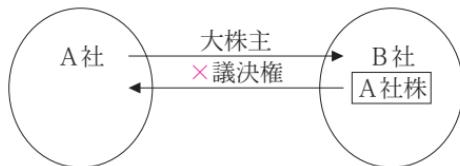
### 設問16

株主総会での議決権が認められない株式には、どんなものがあるか？

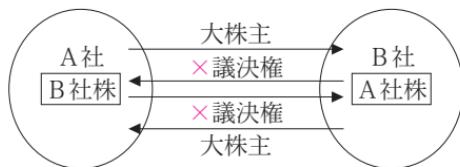
次の場合があります。

1. 株式会社がその総株主の議決権の4分の1以上を有することその他の事由を通じて株式会社がその経営を実質的に支配することが可能な関係にあるものとして法務省令（会社法施行規則67条）で定める株主

→ A社がB社の議決権の4分の1以上を保有するときは、B社が有するA社の株式については議決権が認められない（いわゆる相互保有株式）。



A社がB社の大株主（議決権の25%以上を支配）



A社がB社の大株主（議決権の25%以上を支配）  
かつ

B社がA社の大株主（議決権の25%以上を支配）

## 2. 自己株式

→ A社が保有するA社の株式については議決権が認められない。

## 3. 議決権制限種類株式

→ 株主総会における議決権を制限された株式は、その制限された事項について議決権を有しない。

→ 株主総会における議決権を一切有しない株式を、完全無議決権株式ということがある。

## 4. 単元未満株式

### 設問17

株主総会の決議の要件について考えよう。

会社法は、会社法309条2項から4項までにおいて特別決議、特殊決議の規定を置き、これに当たらない場合には同条1項の普通決議をすることとしています。

株主総会は資本主義の原理（たくさん出資をした者が偉い）という考え方

に基づいて開催されます。

1株1議決権で、多額の出資をすれば多数の株式を持っていますから、その議決権の個数をベースに決議要件を構築します。

しかし、一定の場合に、少数株主（その保有する議決権の個数が少ない）の保護の要請がとくに強いときは、議決権ベースの決議要件に加えて、株主のアタマ数をベースにした決議要件を加えることがあります。

アタマ数ベースの場合、持株数にかかわらず、各株主が1票という考え方になります。

それぞれの株主総会の決議は、以下のように行います。

## 1. 普通決議（会社法309条1項）

議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行います。

→定款で、別段の定めをすることができる。

→別段の定めに制限はないが、実務的には、定足数排除規定（当会社の株主総会の決議は、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う）を定めることが多い。

## 2. 特別決議（会社法309条2項）

株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

→定款で、定足数を3分の1以上の割合とすることができます。

→定款で、議決要件の3分の2を上回る割合を定めることができます。

→このほか、上記の要件に加えて一定の数以上の株主の賛成を要する旨（アタマ数要件）その他の要件を定款で定めることを妨げない。

特別決議は、定款変更、合併、解散、株式の併合等の、一定の重要な決議についての要件です（民法309条2項各号に限定列挙されています）。

### 3. 特殊決議 I （会社法309条 3項）

株主総会において議決権を行使することができる株主の半数以上であって、当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

→定款で、半数以上、3分の2以上についてこれを上回る割合を定めることができます。

→定足数のベースが、議決権を行使できる株主のアタマ数とその議決権の個数（株主総会に出席していない者を含む）であり、出席株主のアタマ数や議決権を基準としていないことに注意を要する。

特殊決議 I は、種類株式発行会社以外の株式会社において、株式の譲渡制限規定の設定（または、これに同視される場合）をするときに、採用される決議要件です。

少数派保護のため、もともと、アタマ数要件が採用されています。

→種類株式発行会社が株式の譲渡制限規定を設定するときは、少数派保護の問題は種類株主総会において生じる。通常の株主総会においての議決要件は、特別決議で足りる。

→「**議決権を行使することができる株主**の半数以上」とあることに注目しよう。

### 4. 特殊決議 II （会社法309条 4項）

総株主の半数以上であって、総株主の議決権の4分の3以上に当たる多数をもって行います。

→定款で、半数以上、4分の3以上についてこれを上回る割合を定めることができます。

→定足数のベースが議決権のない株主をも含む「総株主」という表現になっていくことに注意のこと。

会社法109条2項の人的種類株式の定めについての定款の変更（廃止する場合を除く）をするときの決議要件です。

株主平等原則に反する決議であるため、非常に厳格な決議要件となっています。

→こちらは、「**総株主**の半数以上」とあることに注目しよう。

会社法は、少数派（その有する議決権の数が少ない）の保護を特に要すると判断した場合に、アタマ数要件を導入する。

1000議決権を有するA、1議決権のB、2議決権のCがいずれも各1票の投票権を有することとなるから、多数派（A）の横暴を防止できるのである。

特殊決議Ⅱでは、議決権を有しない株主（例 0議決権のD）の保護まで図っていることにも注意しよう。

#### column アタマ数要件

### ■参考■

創立総会の決議要件は、会社法73条に規定がある。

#### 設問18

株式会社は、株主が代理人により議決権を行使することを禁じる定款規定を置くことができるか？

できません。

株主は、代理人によってその議決権を行使することができると規定されています（会社法310条1項前段）。

### ■参考■

創立総会について会社法74条に同趣旨の規定アリ。

#### 《関連事項》 取締役会の場合

取締役会において、取締役が代理人を定めその者が議決権を行使することはできない。取締役は、「アンタに頼む」と会社から委任を受けた受任者の立場にある。だから、復委任が認められないのである。

この点、株主総会においては、株主の権利行使の幅を広げる見地から、当然に代理人による議決権行使が認められることとの比較が重要である。

なお、ついでに、執行役がする報告案件についての会社法417条4項を見ておくとよいだろう。

#### 参考判例

議決権を行使することができる代理人の資格を、当該会社の株主に限ると

する定款の規定には、合理的な理由が認められるから、有効である（最判昭43.11.1）。

→代理人の資格制限をすることは可能であるという趣旨。

設問19

代理人により議決権行使しようとする株主の、とるべき手続は何か？

株主または代理人は、代理権を証明する書面（委任状）を株式会社に提出しなければなりません（会社法310条1項後段、なお3項アリ）。

代理権を書面で証明すべしという趣旨です。

→代理権の有無により、決議の可否がひっくり返る可能性もあるため、手続を厳格化したのである。

なお、代理権の授与は、株主総会ごとにしなければなりません（同条2項）。  
→将来にわたり、一括してする代理権の授与行為には効力がない。

委 任 状

(代理人) 住所 何市何町何番地

氏名 法務一郎

私は、上記の者を代理人と定め、次の権限を委任します。

1 平成何年何月何日に開催される田中商事株式会社の第50回定時株主総会に出席し、議決権行使する一切の権利

平成何年何月何日

(株主) 住所 何市何町何番地

氏名 山本 太郎 ㊞

**宿題4** 委任状の保存期間についての規定はどうなっているか。また、その規定を置いた理由は何か？

**設問20**

ある1株の株式が、AおよびBの共有に属するとき、どのようにして株主権の行使をするのか？

AおよびBの両者で株主権を行使すべき者を定め、これを株式会社に通知しなければ、権利行使をすることができません（会社法106条1項本文）。なお、株式会社の同意があれば、上記の手続によらずに株主権行使することができます（同条ただし書）。

**設問21**

株主は、その有する議決権を統一しないで行使するとさされているが、そのために必要な手續はあるか？

取締役会設置会社においては、株主は、株主総会の日の3日前までに、取締役会設置会社に対してその有する議決権を統一しないで行使する旨およびその理由を通知しなければなりません（会社法313条2項）。

→取締役会非設置会社では、上記の手續は不要。

**宿題5** 取締役会非設置会社では、議決権の不統一行使に先立って、なぜ、株主が、上記の通知をすることを要しないのだろうか？

なお、株式会社は、株主が他人のために株式を有する者でないときは、その株主による議決権の不統一行使を拒むことができます（会社法313条3項）。  
→株主Aが保有する2株のうち、1株は固有財産、もう1株は他人のために保有する株式である場合には、株式会社がAの不統一行使を拒むことができないことがある。

## 宿題4の解答▼

株式会社は、株主総会の日から3か月の間、委任状を会社の本店に備え置かなければなりません（会社法310条6項）。

株主（株主総会での決議事項の全部について議決権を有しない者を除く）は、会社の営業時間内は、いつでも、委任状の閲覧謄写の請求をすることができます（会社法310条7項1号、なお2号アリ）。

3か月という期間を置いたこの規定は、株主総会決議取消しの訴えの提起期間（決議の日から3か月間　会社法831条）にリンクしたものです。

株主総会決議取消しの訴えを提起する要件の1つに、決議方法の法令、定款違反がありますが、委任状および代理権授与行為の瑕疵は、これに該当するため提訴権を有する株主に閲覧謄写を認めたのです。

なお、議決権行使書面についても、同様の規定があります（会社法311条3項・4項　各自参照のこと）。

## 宿題5の解答▼

取締役会非設置会社では、株主総会の招集にあたり、株主総会の目的である事項を定めることを要しません。だから、株主が、事前に通知をすることができるわけありません。

### 設問22

株主総会において、株主から特定の事項の説明を求められた場合に、必要な事項を説明しなければならないものとされるのは、誰であるか？

取締役、会計参与、監査役および執行役です（会社法314条）。

会社法314条の規定の仕方から、この説明義務は、元来、株主総会において具体的に質問を受けたときに生じるものとされていますが、質問を受ける前に一括してする説明が直ちに違法なものとはいえないという判例がありま

す。

## ■参考■

創立総会については、説明義務は、発起人が負う（会社法78条）。設立時役員等は創立総会で選任される立場だから説明をすることができるのは当然の話といえる。

### 設問23

会社法314条の規定にかかわらず、取締役等に説明義務が生じないとされるのは、どういう場合か？

次の場合があります（会社法314条、会社法施行規則71条）。

1. 説明を求められた事項が株主総会の目的である事項に関しないものである場合
2. その説明をすることにより株主の共同の利益を著しく害する場合
3. 株主が説明を求めた事項について説明をするために調査をすることが必要である場合  
→相当の期間前に株主から質問事項の通知があったときと調査が著しく容易である場合を除く。
4. 株主が説明を求めた事項について説明をすることにより株式会社その他の者（当該株主を除く）の権利を侵害することとなる場合
5. 株主が当該株主総会において実質的に同一の事項について繰り返して説明を求める場合
6. このほか、株主が説明を求めた事項について説明をしないことにつき正当な理由がある場合

## ■参考■

創立総会について会社法78条に、発起人の説明義務について同趣旨の規定アリ。